

秘密保持契約書

簡易版

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇に関する打合せ（以下「本目的」という。）のために相互に開示する情報の取扱いについて、次のとおり合意する。

第1条（秘密情報）

「秘密情報」とは、本目的のために甲又は乙が相手方に開示した技術上又は営業上の情報であって、開示の際に秘密である旨が明示されたものをいう。ただし、公知の情報、開示の後に受領者の責めによらずに公知となった情報、開示の時に受領者が既に保有していた情報、第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報、及び開示を受けた情報によらずに独自に開発した情報を除く。

第2条（秘密保持及び目的外使用の禁止）

甲及び乙は、相手方の秘密情報を秘密として管理し、相手方の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾なく第三者に開示してはならず、本目的以外に使用してはならない。ただし、本目的のために必要な範囲で、自己の役員及び従業員並びに守秘義務を負う弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に開示する場合、及び法令に基づき開示を求められた場合は、この限りでない。

第3条（返還及び破棄）

甲及び乙は、相手方から請求があったとき、又は本契約が終了したときは、相手方の秘密情報を含む資料及びその複製物を返還し、又は破棄し、若しくは消去する。

第4条（損害賠償及び差止め）

甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、これによって相手方に生じた損害を賠償する。相手方は、違反行為の差止め又は予防に必要な措置を請求することもできる。

第5条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から〇年間とする。ただし、第2条から第4条までの規定は、本契約の終了後も〇年間、なお効力を有する。

第6条（準拠法、管轄及び協議）

本契約は日本法に準拠する。本契約に関する紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。本契約に定めのない事項は、甲乙誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所
名称
代表者 (印)

乙 住所
名称
代表者 (印)